

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路		主管課等	処理日数	協議	
				経路機関	経路日数			協議機関	協議日数
薬事	1 動物用医薬品の販売業の許可(配置販売業に係るものを除く。)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項	15			家畜保健衛生所	15		
薬事	2 動物用医薬品の販売業の許可(配置販売業に係るものに限る。)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項	15			畜産課	15		
薬事	3 動物医薬品の販売業の許可の更新(配置販売業に係るものを除く。)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項	15			家畜保健衛生所	15		
薬事	4 動物医薬品の販売業の許可の更新(配置販売業に係るものに限る。)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項	15			畜産課	15		
薬事	5 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第2項	15			家畜保健衛生所	15		
薬事	6 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項	15			家畜保健衛生所	15		
薬事	7 動物用再生医療等製品の販売業の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項	15			畜産課	15		
薬事	8 動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項	15			畜産課	15		
薬事	9 許可証の書換え交付(配置販売業に係るものを除く。)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第45条第2項	15			家畜保健衛生所	15		
薬事	10 許可証の書換え交付(配置販売業に係るものに限る。)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第2項	15			畜産課	15		
農業	1 市町村農業振興地域整備計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第4項	10			農業振興課	10		
農業	2 市町村農業振興地域整備計画の変更の同意(基礎調査に基づく計画の変更に係るものを除く。)	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する第8条第4項	10			広域振興局農政部又は農林部	10		
農業	3 市町村農業振興地域整備計画の変更の同意(基礎調査に基づく計画の変更に係るものに限る。)	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する第8条第4項	15	広域振興局農政部又は農林部	5	農業振興課	10		
農業	4 交換分合計画の認可	農業振興地域の整備に関する法律第13条の2第3項	55			広域振興局農政部又は農林部	55		
農業	5 土地利用についての調停	農業振興地域の整備に関する法律第15条第1項	45			広域振興局農政部又は農林部	45		
農業	6 農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	45	市町村	10	広域振興局農政部又は農林部	20	県農業委員会ネットワーク機構	15

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機 関	経由 日数				
農業	7 農林業等活性化基盤整備計画の同意及び変更の同意	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第4条第8項	30			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
農業	8 所有権移転等促進計画の承認	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第8条第6項	30			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
農業	9 環境負荷低減事業活動実施計画の認定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第5項	25			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	25		
農業	10 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第20条第1項	25			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	25		
農業	11 県農業委員会ネットワーク機構の業務規程の認可及び変更の認可	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第44条第1項	15			農業振興課	15		
農業	12 県農業委員会ネットワーク機構の事業計画書の認可及び変更の認可	農業委員会等に関する法律第45条第1項	15			農業振興課	15		
農業	13 改良普及員資格試験合格証書の再交付	改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則(平成17年岩手県規則第11号)附則第2項	1			農業普及技術課	1		
農業	14 経営改善措置に関する計画の承認	特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65号)第3条第1項	7			流通課	7		
農業	15 事業提携に関する計画の承認	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第2項	7			流通課	7		
農業	16 経営改善措置に関する計画の変更の承認	特定農産加工業経営改善臨時措置法第4条第1項	7			流通課	7		
農業	17 事業提携に関する計画の変更の承認	特定農産加工業経営改善臨時措置法第4条第1項	7			流通課	7		
農業	18 指定農業協同組合の指定	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第18項	45			団体指導課	15	農林水産大臣	30
農業	19 信用事業規程の設定の承認	農業協同組合法第11条第1項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	20 信用事業規程の変更及び廃止の承認	農業協同組合法第11条第3項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経路	日数				
農業	21 信用供与等の限度額超過の承認	農業協同組合法第11条の8第1項ただし書	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	22 特定関係者との間の取引の承認	農業協同組合法第11条の9	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	23 共済規程の設定の承認(自動車損害賠償保障法(昭和30年7月29日法律第97号)第28条の2に基づく同意が必要でない場合)	農業協同組合法第11条の17第1項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	24 共済規程の設定の承認(自動車損害賠償保障法第28条の2に基づく同意が必要な場合)	農業協同組合法第11条の17第1項	50	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15	国土交通大臣及び金融庁長官	30
農業	25 共済規程の変更及び廃止の承認(自動車損害賠償保障法第28条の2に基づく同意が必要でない場合)	農業協同組合法第11条の17第3項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	26 共済規程の変更及び廃止の承認(自動車損害賠償保障法第28条の2に基づく同意が必要な場合)	農業協同組合法第11条の17第3項	50	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15	国土交通大臣及び金融庁長官	30
農業	27 信託規程の設定の承認	農業協同組合法第11条の42第1項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	28 信託規程の変更及び廃止の承認	農業協同組合法第11条の42第3項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	29 受託者等の辞任の許可	農業協同組合法第11条の45において権限が属することとされる信託法(平成18年法律第108号)第57条第2項(同法第70条(同法第74条第6項において準用する場合を含む。)、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。)	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	30 権限に係る許可	農業協同組合法第11条の45において権限が属することとされる信託法第66条第2項ただし書(同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。)、同条第4項(同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。)	35	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	30		
農業	31 宅地等供給事業実施規定の設定の承認	農業協同組合法第11条の48第1項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		
農業	32 宅地等供給事業実施規程の変更の承認	農業協同組合法第11条の48第3項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	標準処理日数		協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数		
農業	33 農業経営規程の設定の承認	農業協同組合法第11条の5第1項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15
農業	34 農業経営規程の変更の承認	農業協同組合法第11条の5第3項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15
農業	35 議決権の取得等の特例の承認	農業協同組合法第11条の6第2項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15
農業	36 定款変更の認可	農業協同組合法第44条第2項	20	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15
農業	37 信用事業の譲渡又は譲受けの認可	農業協同組合法第50条の2第3項	30			団体指導課	30
農業	38 農業協同組合の設立の認可	農業協同組合法第60条第1項	35	広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	5	団体指導課	30
				広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	30
農業	39 農業協同組合解散の議決の認可	農業協同組合法第64条第2項	20	広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	5	団体指導課	15
				広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	15
農業	40 合併の認可	農業協同組合法第65条第2項	35	広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	5	団体指導課	30
				広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	30
農業	41 農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可	農業協同組合法第70条第3項	30	広域振興局の農政部又は農林部の農林振興センター	5	広域振興局農政部又は農林部	25

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
農業	42 普通肥料の銘柄の登録	肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条第1項	30			農業普及技術課	30		
農業	43 普通肥料の銘柄の登録	肥料の品質の確保等に関する法律第4条第3項	30			農業普及技術課	30		
農業	44 肥料の登録の更新	肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項	20			農業普及技術課	20		
農業	45 登録証の書換え	肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項	20			農業普及技術課	20		
農業	46 登録又は仮登録を受けた者の地位の相続等による書換え	肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項	20			農業普及技術課	20		
農業	47 普通肥料の名称変更による登録証の書換え	肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項	20			農業普及技術課	20		
農業	48 事故肥料の譲渡の許可	肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項	15			農業普及技術課	15		
農業	49 農業共済組合の定款変更及び事業規程の変更の認可	農業保険法(昭和22年法律第185号)第58条第2項	15			団体指導課	15		
農業	50 農業共済組合の解散の認可	農業保険法第65条第2項	15			団体指導課	15		
農業	51 農業共済組合の合併の認可	農業保険法第67条第2項	30			団体指導課	30		
農業	52 特定農業協同組合の承認	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第59条	20	広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	5	団体指導課	15		
農業	53 加工工房の使用許可	農業ふれあい公園条例(平成10年岩手県条例第28号)第2条第1項	10			農業研究センター	10		
農業	54 農業ふれあい公園内における行為の許可	農業ふれあい公園条例第3条第1項	10			農業研究センター	10		
農業	55 農業科学博物館の入館料の免除	農業ふれあい公園条例第7条	10			農業研究センター	10		
農業	56 農業科学博物館の入館料の還付	農業ふれあい公園条例第8条	10			農業研究センター	10		
農地	1 農地の転用の許可(農業委員会が農地法(昭和27年法律第229号)第4条第4項又は第5項の意見聴取を行う場合を除く。)	農地法第4条第1項	25	市町村農業委員会	15	広域振興局農政部又は農林部	10		
農地	2 農地の転用の許可(農業委員会が農地法第4条第4項又は第5項の意見聴取を行う場合に限る。)	農地法第4条第1項	30	市町村農業委員会	20	広域振興局農政部又は農林部	10		
農地	3 農地の転用の許可(農業委員会が農地法第4条第4項又は第5項の意見聴取を行い、かつ県が農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を行う場合に限る。)	農地法第4条第1項	35	市町村農業委員会	20	広域振興局農政部又は農林部	10	東北農政局	5
農地	4 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(農業委員会が農地法第4条第4項又は第5項の意見聴取を行う場合を除く。)	農地法第5条第1項	25	市町村農業委員会	15	広域振興局農政部又は農林部	10		
農地	5 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(農業委員会が農地法第4条第4項又は第5項の意見聴取を行う場合に限る。)	農地法第5条第1項	30	市町村農業委員会	20	広域振興局農政部又は農林部	10		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
農地	6 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(農業委員会が農地法第4条第4項又は第5項の意見聴取を行い、かつ県が農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を行う場合に限る。)	農地法第5条第1項	35	市町村農業委員会	20	広域振興局農政部又は農林部	10	東北農政局	5
農地	7 農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第5項	30			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
農地	8 農地中間管理機構の特別事業規程の承認	農業経営基盤強化促進法第8条第1項	13			農業振興課	13		
農地	9 農地中間管理機構の特別事業規程の変更等の承認	農業経営基盤強化促進法第9条第1項	13			農業振興課	13		
農地	10 農業経営改善計画の認定(県内の複数市町村にわたる計画の場合)	農業経営基盤強化促進法第13条の2	30			農業振興課	30		
農地	11 土地改良区設立の認可	土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項	65	広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10	農村計画課	55		
農地	12 土地改良区定款変更の認可	土地改良法第30条第2項	20			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		
農地	13 員外受益者への賦課徴収に係る認可	土地改良法第36条第9項	20			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		
農地	14 滞納処分の認可	土地改良法第39条第5項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	
				経由機関	経由日数			協議機関	協議日数
農地	15 土地改良区の土地改良事業計画等の変更の認可	土地改良法第48条第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	16 応急工事計画の認可	土地改良法第49条第1項	10			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10		
農地	17 土地改良区が行う土地改良事業の換地計画の認可	土地改良法第52条第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	18 土地改良区が行う土地改良事業の換地計画の変更の認可	土地改良法第53条の4第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	19 管理規程の認可	土地改良法第57条の2第1項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
農地	20 管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第57条の2第3項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
農地	21 農業集落排水施設整備事業計画の認可	土地改良法第57条の4第1項	20			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
農地	22 農業集落排水施設整備 事業計画の変更の認可	土地改良法第57条の8にお いて準用する第57条の4第 1項	20			広域振興局の 農政部、農政 部農林振興セ ンター若しくは 農政部農村整 備センター又 は農林部若し くは農林部農 林振興セン ター	20		
農地	23 総会の議決による土地 改良区の解散の認可	土地改良法第67条第2項	25	広域振興局 の農政部、 農政部農林 振興センター 若しくは農政 部農村整備 センター又は 農林部若し くは農林部農 林振興セン ター	10	農村計画課	15		
農地	24 土地改良区の合併の認 可	土地改良法第72条第2項	25	広域振興局 の農政部、 農政部農林 振興センター 若しくは農政 部農村整備 センター又は 農林部若し くは農林部農 林振興セン ター	10	農村計画課	15		
農地	25 土地改良区連合設立の 認可	土地改良法第77条第2項	65	広域振興局 の農政部、 農政部農林 振興センター 若しくは農政 部農村整備 センター又は 農林部若し くは農林部農 林振興セン ター	10	農村計画課	55		
農地	26 所属土地改良区数の増 減の認可	土地改良法第81条	25	広域振興局 の農政部、 農政部農林 振興センター 若しくは農政 部農村整備 センター又は 農林部若し くは農林部農 林振興セン ター	10	農村計画課	15		
農地	27 土地改良区連合の定款 変更の認可	土地改良法第84条において 準用する第30条第2項	20			広域振興局の 農政部、農政 部農林振興セ ンター若しくは 農政部農村整 備センター又 は農林部若し くは農林部農 林振興セン ター	20		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
農地	28 土地改良区連合の土地改良事業計画変更等の認可	土地改良法第84条において準用する第48条第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	29 土地改良区連合の応急工事計画の認可	土地改良法第84条において準用する第49条第1項	10			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10		
農地	30 土地改良区連合の農業用排水施設管理規程の認可	土地改良法第84条において準用する第57条の2第1項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
農地	31 土地改良区連合の農業用排水施設管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第84条において準用する第57条の2第3項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
農地	32 総会の議決による土地改良区連合の解散の認可	土地改良法第84条において準用する第67条第2項	25	広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10	農村計画課	15		
農地	33 農業協同組合等が行う土地改良事業施行の認可	土地改良法第95条第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	34 農業協同組合等が行う土地改良事業施行の変更及び廃止の認可	土地改良法第95条の2第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	
					経由日数				協議日数
農地	35 農業協同組合等が行う土地改良事業に係る換地計画の認可	土地改良法第96条において準用する第52条第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	36 農業協同組合等が行う土地改良事業の換地計画の変更の認可	土地改良法第96条において準用する第53条の4第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	37 農業協同組合等の農業用排水施設管理規程の変更又は廃止の認可	土地改良法第96条において準用する第57条の2第3項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
農地	38 農業協同組合等の農業用排水施設管理規程の認可	土地改良法第96条において準用する第57条の2第1項	15			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
農地	39 市町村が行う土地改良事業の換地計画の認可	土地改良法第96条の4において準用する第52条第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	40 市町村が行う土地改良事業の換地計画の変更の認可	土地改良法第96条の4において準用する第53条の4第1項	55			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	55		
農地	41 農業委員会が行う交換分合計画の認可	土地改良法第98条第8項	60			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15	岩手県農業会議	45

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処理日数	経路		協議機関	協議日数
				経路機関	経路日数		
農地	42 土地改良区が行う交換分合計画の認可	土地改良法第99条第1項	65			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	65
農地	43 農業協同組合又は農地中間管理機構が行う交換分合計画の認可	土地改良法第100条第1項	65			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	65
農地	44 市町村が行う交換分合計画の認可	土地改良法第100条の2第1項	65			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	65
農地	45 交換分合計画の公告後に行う農用地の形質の変更の許可	土地改良法第109条	7			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	7
農地	46 土地の形質変更等の許可	土地改良法第122条第2項	16			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	16
農地	47 土地改良財産の目的外使用の承認	土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和42年岩手県条例第10号)第4条第2項	10			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10
農地	48 土地改良財産の用途廃止の承認	土地改良財産の管理及び処分に関する条例第4条第2項	10			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
					経由 日数				
農地	49 土地改良財産の土地等の原型に変更を及ぼす改築、追加工事等の承認	土地改良財産の管理及び処分に関する条例第4条第2項	10			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	10		
農地	50 特定農業用ため池の形状変更行為の許可	農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第8条第1項	30			広域振興局の農政部、農政部農林振興センター若しくは農政部農村整備センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
農地	51 農地中間管理事業規程の認可	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第1項	13			農業振興課	13		
農地	52 農地中間管理事業規程の変更等の認可	農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項	13			農業振興課	13		
農地	53 農用地利用集積等促進計画の認可	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項	25			農業振興課	25		
畜産	1 家畜人工授精師の免許	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	2 家畜人工授精所の開設の許可	家畜改良増殖法第24条	7			広域振興局農政部又は農林部	7		
畜産	3 種畜証明書の書換え又は再交付	家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条及び第6条	7			畜産課	7		
畜産	4 種畜証明書の交付	家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第4条及び第8条	7			畜産課	7		
畜産	5 家畜人工受精師の免許の書換え又は再交付	家畜改良増殖法施行規則第29条	7			広域振興局農政部又は農林部	7		
畜産	6 家畜人工授精所開設許可証の書換え又は再交付	家畜改良増殖法施行規則第38条第1項及び第39条第1項	7			広域振興局農政部又は農林部	7		
畜産	7 ふ化業者の登録	養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項	7			広域振興局農政部又は農林部	7		
畜産	8 ふ化場の確認	養鶏振興法第7条第2項	7			広域振興局農政部又は農林部	7		
畜産	9 ふ化場の確認	養鶏振興法第8条第1項	7			広域振興局農政部又は農林部	7		
畜産	10 蜜蜂転飼養蜂の許可	養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項	31			広域振興局農政部又は農林部	30	岩手県蜜蜂転飼調整委員会	1
畜産	11 処理高度化施設整備計画の認定	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第9条第3項	25			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	25		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	
					経由 日数				協議 日数
畜産	12 処理高度化施設整備計画の変更の認定	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第10条第3項において準用する第10条第1項	17			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	17		
畜産	13 牧野の改良又は保全の指示の変更	牧野法(昭和25年法律第194号)第10条第1項	15			広域振興局の農政部若しくは農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	15		
畜産	14 家畜の検査、注射、薬浴又は投薬の証明	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第8条	2			家畜保健衛生所	2		
畜産	15 死体焼却の義務の免除	家畜伝染病予防法第21条第1項ただし書	2			家畜保健衛生所	2		
畜産	16 汚染死体又は物品の埋却地の掘り返しの許可	家畜伝染病予防法第24条	7			畜産課	7		
畜産	17 動物用生物学的製剤の使用の許可	家畜伝染病予防法第50条	7			家畜保健衛生所	7		
畜産	18 家畜等の異動等の許可	家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和38年岩手県規則第45号)第2条	2			家畜保健衛生所	2		
畜産	19 家畜集合施設の開催の許可	家畜伝染病のまん延防止に関する規則第3条	2			家畜保健衛生所	2		
畜産	20 家畜商の免許	家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第1項	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	21 講習の免除	家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の4第1項	5			流通課	5		
畜産	22 登録事項の訂正	家畜商法施行令第3条第1項	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	23 従業者の変更等の場合の免許証の交付	家畜商法施行令第4条の3	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	24 免許証の書換え	家畜商法施行令第5条	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	25 免許証の再交付	家畜商法施行令第6条	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	26 公告に係る申出のなかったことの証明	家畜商営業保証金規則(昭和37年法務省・農林省令第1号)第9条	3			流通課	3		
畜産	27 公告に係る申出がある場合の債権額の証明	家畜商営業保証金規則第9条	3			流通課	3		
畜産	28 家畜市場の登録	家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	29 登録証の書換え	家畜取引法第9条第1項	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	30 登録証の再交付	家畜取引法第9条第2項	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	31 市場におけるせり売り又は入札以外の方法による家畜売買の許可	家畜取引法第15条	5			広域振興局農政部又は農林部	5		
畜産	32 市場再編整備地域の指定	家畜取引法第19条第1項	15			流通課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
畜産	33 市場再編整備計画の変更の承認	家畜取引法第22条第1項	75			流通課	15	他家畜市場 開設者	60
畜産	34 地域家畜市場の市場再編整備地域の区域内への位置移転の許可	家畜取引法第26条第1項	15			流通課	15		
畜産	35 家畜市場の開設日等における市場外取引の許可	家畜取引法第27条の2第1項	5			広域振興局農 政部又は農林 部	5		
畜産	36 畜舎建築利用計画の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項	35			広域振興局の 農政部若しく は農政部農林 振興センター 又は農林部若 しくは農林部 農林振興セン ター	35		
畜産	37 畜舎建築利用計画の変更の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項	35			広域振興局の 農政部若しく は農政部農林 振興センター 又は農林部若 しくは農林部 農林振興セン ター	35		
畜産	38 認定畜舎等の仮使用の認定	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項	20			広域振興局の 農政部若しく は農政部農林 振興センター 又は農林部若 しくは農林部 農林振興セン ター	20		
林業	1 林地開発行為の許可(開発面積が10ヘクタール未満の場合に限る。)	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項	70			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター又は農 林部若しくは 農林部農林振 興センター	60	市町村	10
林業	2 林地開発行為の許可(開発面積が10ヘクタール以上の場合)	森林法第10条の2第1項	130	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興センター 又は農林部 若しくは農林 部農林振興 センター	10	森林保全課	50	岩手県森林 審議会及び 市町村	70
林業	3 森林経営計画の認定(計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)	森林法第19条第1項第1号	30			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	20	市町村	10

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機 関	経由 日数				
林業	4 森林経営計画の認定 (計画が2以上の広域振興 局の所管区域にわたる場 合)	森林法第19条第1項第1号	30			森林整備課	20	市町村	10
林業	5 森林経営計画の変更の 認定(計画が2以上の広域 振興局の所管区域にわた る場合を除く。)	森林法第19条第1項第1号	30			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	20	市町村	10
林業	6 森林経営計画の変更の 認定(計画が2以上の広域 振興局の所管区域にわた る場合)	森林法第19条第1項第1号	30			森林整備課	20	市町村	10
林業	7 保安林の指定	森林法第25条の2第1項及 び第2項	130	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興センター 又は農林部 若しくは農林 部農林振興 センター	30	森林保全課	100		
林業	8 海岸保全区域内の保安 林の指定	森林法第25条の2第1項及 び第2項	130	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興センター 又は農林部 若しくは農林 部農林振興 センター	30	森林保全課	100		
林業	9 指定理由の消滅による 保安林の解除(解除面積 が1ヘクタール未満の場合 に限る。)	森林法第26条の2第1項	130	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興センター 又は農林部 若しくは農林 部農林振興 センター	30	森林保全課	100		
林業	10 指定理由の消滅による 保安林の解除(解除面積 が1ヘクタール未満の場合 を除く。)	森林法第26条の2第1項	190	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興センター 又は農林部 若しくは農林 部農林振興 センター	30	森林保全課	100	岩手県森林 審議会	60
林業	11 公益上の理由による保 安林の解除(解除面積が1 ヘクタール未満の場合に 限る。)	森林法第26条の2第2項	130	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興センター 又は農林部 若しくは農林 部農林振興 センター	30	森林保全課	100		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
林業	12 公益上の理由による保安林の解除(解除面積が1ヘクタール未満の場合を除く。)	森林法第26条の2第2項	190	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30	森林保全課	100	岩手県森林審議会	60
林業	13 保安林の指定施業要件の変更	森林法第33条の2第1項	130	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30	森林保全課	100		
林業	14 保安林内の立木の伐採の許可	森林法第34条第1項	30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
林業	15 保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	森林法第34条第2項	30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
林業	16 保安林内の土地の形質変更(施設の設置等に係るものに限る。)等の許可	森林法第34条第2項	40			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30	市町村	10
林業	17 保安林内の立木の択伐の届出に係る適否審査	森林法第34条の2第1項	20			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		
林業	18 保安林内の立木の間伐の届出に係る適否審査	森林法第34条の3第1項	20			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		
林業	19 保安施設地区内の立木の伐採の許可	森林法第44条において準用する第34条第1項	30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
林業	20 保安施設地区内の立竹の伐採、家畜放牧、土地の形質変更(施設の設置等に係るものを除く。)等の許可	森林法第44条において準用する第34条第2項	30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
					経由 日数				
林業	21 保安施設地区内の土地の形質変更(施設の設置等に係るものに限る。)等の許可	森林法第44条において準用する第34条第2項	40			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30	市町村	10
林業	22 保安施設地区内の立木の択伐の届出に係る適否審査	森林法第44条において準用する第34条の2第1項	20			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		
林業	23 保安施設地区内の立木の間伐の届出に係る適否審査	森林法第44条において準用する森林法第34条の3第1項	20			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	20		
林業	24 搬出等のための他人の土地の使用権設定に関する認可	森林法第50条第1項	200			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	200		
林業	25 使用権設定後の土地の形質の変更工作物の新築、増築等の承認	森林法第58条第5項	30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	30		
林業	26 水の使用に関する権利の上の使用権設定に関する認可	森林法第65条において準用する第50条第1項	200			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	200		
林業	27 水流における工作物の使用等に関する認可	森林法第66条	200			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	200		
林業	28 県有林の土地の使用許可	県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則(昭和39年岩手県規則第95号)第8条第1項	15			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	15		
林業	29 林業改良指導員の合格証書の再交付	林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則(平成17年岩手県規則第12号)附則第2項	3			森林整備課	3		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
林業	30 森林組合の信託規程の承認	森林組合法(昭和53年法律第36号)第10条第1項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	31 森林組合の信託規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第10条第3項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	32 受託者等の辞任の許可	森林組合法第12条において権限が属することとされる信託法第57条第2項(同法第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。)	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	33 権限に係る許可	森林組合法第12条において権限が属することとされる信託法第66条第2項ただし書及び第4項	35	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	30		
林業	34 森林組合の共済規程の承認	森林組合法第19条第1項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	35 森林組合の共済規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第19条第3項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	36 森林組合の林地処分事業実施規程の承認	森林組合法第24条第1項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	37 森林組合の林地処分事業実施規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第24条第3項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	38 森林組合の行う林道開設等の受益者分担金の認可	森林組合法第25条第1項	25	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	20		
林業	39 森林組合の森林経営規程の承認	森林組合法第26条の3第1項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路		協議機関	協議日数
				経路	日数		
林業	40 森林組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認	森林組合法第26条の3第3項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15
林業	41 森林組合の定款変更の認可	森林組合法第61条第2項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15
林業	42 森林組合の設立の認可	森林組合法第78条第1項	35	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	5	団体指導課	30
林業	43 森林組合の解散決議の認可	森林組合法第83条第2項	20	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	5	団体指導課	15
林業	44 森林組合の合併の認可	森林組合法第84条第2項	35	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	5	団体指導課	30
林業	45 森林組合の吸収分割の認可	森林組合法第88条の3第2項	35	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	5	団体指導課	30
林業	46 生産森林組合の定款の変更の認可	森林組合法第100条第2項において準用する第61条第2項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15
林業	47 生産森林組合の設立の認可	森林組合法第100条第3項において準用する第78条第1項	30	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	25

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
林業	48 生産森林組合の解散決議の認可	森林組合法第100条第4項において準用する第83条第2項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	49 生産森林組合の合併の認可	森林組合法第100条第4項において準用する第84条第2項	35	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	30		
林業	50 生産森林組合の株式会社への組織変更の認可	森林組合法第100条の8第1項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	51 生産森林組合の合同会社への組織変更の認可	森林組合法第100条の16第1項	20	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	52 生産森林組合の認可地縁団体への組織変更の認可	森林組合法第100条の22第1項	35	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15	市長村	15
林業	53 森林組合連合会の監査規程の承認又は変更若しくは廃止の承認	森林組合法第102条第1項	20	広域振興局の農政部又は農林部農林振興センター若しくは林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	15		
林業	54 森林組合連合会の権利義務の承継の認可	森林組合法第108条の3第2項において準用する第84条第2項	35	広域振興局の農政部農林振興センター、農林部農林振興センター又は林務出張所	5	広域振興局林務部又は農林部	30		
林業	55 森林組合連合会の吸収分割の認可	森林組合法第108条の5第2項	35	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	5	団体指導課	30		
林業	56 森林組合連合会の新設分割の認可	森林組合法第108条の13第2項	35	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	5	団体指導課	30		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
林業	57 森林組合連合会の信託 規程の承認	森林組合法第109条第1項 において準用する第10条第 1項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	58 森林組合連合会の信託 規程の変更又は廃止の承 認	森林組合法第109条第1項 において準用する第10条第 3項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	59 森林組合連合会の共済 規程の承認	森林組合法第109条第1項 において準用する第19条第 1項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	60 森林組合連合会の共済 規程の変更又は廃止の承 認	森林組合法第109条第1項 において準用する第19条第 3項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	61 森林組合連合会の林地 処分事業実施規程の承認	森林組合法第109条第1項 において準用する第24条第 1項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	62 森林組合連合会の林地 処分事業実施規程の変更 又は廃止の承認	森林組合法第109条第1項 において準用する第24条第 3項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	63 森林組合連合会の行う 林道開設等の受益者分担 金の認可	森林組合法第109条第1項 において準用する第25条第 1項	25	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	20		
林業	64 森林組合連合会の森林 経営規程の承認	森林組合法第109条第1項 において準用する第26条の 3第1項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	65 森林組合連合会の森林 経営規程の変更又は廃止 の承認	森林組合法第109条第1項 において準用する第26条の 3第3項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
林業	66 森林組合連合会の定款 の変更の認可	森林組合法第109条第3項 において準用する第61条第 2項	20	広域振興局 の農政部農 林振興セン ター、農林部 農林振興セ ンター又は 林務出張所	5	広域振興局林 務部又は農林 部	15		
林業	67 森林組合連合会の設立 の認可	森林組合法第109条第4項 において準用する第78条第 1項	35	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興セン ター、農林部 若しくは農林 部農林振興 センター又は 林務出張所	5	団体指導課	30		
林業	68 森林組合連合会の解散 決議の認可	森林組合法第108条の2第 2項	20	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興セン ター、農林部 若しくは農林 部農林振興 センター又は 林務出張所	5	団体指導課	15		
林業	69 森林組合連合会の合併 の認可	森林組合法第109条第5項 において準用する第84条第 2項	35	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興セン ター、農林部 若しくは農林 部農林振興 センター又は 林務出張所	5	団体指導課	30		
林業	70 生産事業者の登録	林業種苗法(昭和45年法律 第89号)第10条第1項	15			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	15		
林業	71 生産事業者の登録証の 書換え交付	林業種苗法第13条第1項	5			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	5		
林業	72 生産事業者の登録証の 再交付	林業種苗法第13条第2項	5			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	5		
林業	73 指定採取源からの採取 に係る種苗の証明	林業種苗法第20条第2項	60			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	60		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経路	日数				
林業	74 入会林野整備計画の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第3条	130	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	50	森林整備課	80		
林業	75 入会林野整備計画変更申請の適当の決定	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第9条第1項又は第2項	130	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	50	森林整備課	80		
林業	76 旧慣使用林野整備計画の認可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第19条	130	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	10	森林整備課	120		
林業	77 林業経営改善計画の認定(当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第3条第1項	30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	30		
林業	78 林業経営改善計画の認定(当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項	40	広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センター又は林務出張所	10	団体指導課	30		
林業	79 生産行程の改善、経営管理の合理化等を内容とする合理化計画の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項	40	広域振興局農林部農林振興センター林務出張所	10	広域振興局農林部	30		
			30			広域振興局の林務部、農政部農林振興センター又は農林部若しくは農林部農林振興センター	30		
林業	80 事業の協業化、木材の生産等の構造改善に関する措置等を内容とする合理化計画の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第4条第2項	40	広域振興局農林部農林振興センター林務出張所	10	広域振興局農林部	30		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
			30			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター又は農 林部若しくは 農林部農林振 興センター	30		
林業	81 林業経営改善計画の変更の認定(当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)第1条第1項	30			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター、農林部 若しくは農林 部農林振興セ ンター又は林 務出張所	30		
林業	82 林業経営改善計画の変更の認定(当該計画が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第1項	40	広域振興局 の林務部、 農政部農林 振興セン ター、農林部 若しくは農林 部農林振興 センター又は 林務出張所	10	団体指導課	30		
林業	83 合理化計画の変更の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第4条第1項	40	広域振興局 農林部農林 振興セン ター 林務出張所	10	広域振興局農 林部	30		
			30			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター又は農 林部若しくは 農林部農林振 興センター	30		
林業	84 環境負荷低減事業活動実施計画の認定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項	25			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター又は農 林部若しくは 農林部農林振 興センター	25		
林業	85 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第1項	25			広域振興局の 林務部、農政 部農林振興セ ンター又は農 林部若しくは 農林部農林振 興センター	25		
市場・倉庫	1 地方卸売市場の認定	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項	20			広域振興局農 政部又は農林 部			
市場・倉庫	2 業務規程等の変更の承認	卸売市場法第14条において準用する第6条第1項	10			広域振興局農 政部又は農林 部			
市場・倉庫	3 認定の取消し	卸売市場法第14条において準用する第11条	14			広域振興局農 政部又は農林 部			

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
漁業	1 漁業の許可(漁業法(昭和24年法律第267号)第58条の規定により読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく制限措置の公示において船舶等の数又は漁業者の数を定める許可(以下「許可枠を定める許可」という。)以外の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものに限る。)	漁業法第57条第1項	15			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	15		
漁業	2 漁業の許可(許可枠を定める許可以外の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものを除く。)	漁業法第57条第1項	20	都道府県(他の都道府県に住所を有する者に係るものに限る。)	5	水産振興課	15		
漁業	3 漁業の許可(許可枠を定める許可の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものに限る。)	漁業法第57条第1項	35			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	35		
漁業	4 漁業の許可(許可枠を定める許可の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものを除く。)	漁業法第57条第1項	40	都道府県(他の都道府県に住所を有する者に係るものに限る。)	5	水産振興課	35		
漁業	5 漁業の起業の認可(許可枠を定める許可以外の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものに限る。)	漁業法第58条の規定により読み替えて準用する同法第38条	15			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	15		
漁業	6 漁業の起業の認可(許可枠を定める許可以外の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものを除く。)	漁業法第58条の規定により読み替えて準用する同法第38条	20	都道府県(他の都道府県に住所を有する者に係るものに限る。)	5	水産振興課	15		
漁業	7 漁業の起業の認可(許可枠を定める許可の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものに限る。)	漁業法第58条の規定により読み替えて準用する同法第38条	35			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	35		
漁業	8 漁業の起業の認可(許可枠を定める許可の場合であって、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものを除く。)	漁業法第58条の規定により読み替えて準用する同法第38条	40	都道府県(他の都道府県に住所を有する者に係るものに限る。)	5	水産振興課	35		
漁業	9 漁業の許可の変更許可(水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所を有する者に係るものに限る。)	漁業法第58条の規定により読み替えて準用する同法第47条	15			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
漁業	10 漁業の許可の変更許可 (水産部を設置している広 域振興局の所管区域内に 住所地を有する者に係るも のを除く。)	漁業法第58条の規定により 読み替えて準用する同法第 47条	20	都道府県(他 の都道府県 に住所地を 有する者に 係るものに 限る。)	5	水産振興課	15		
漁業	11 漁業の免許(水産部を設 置している広域振興局の 所管区域内に住所地を有 する者に係る海面漁業に 限る。)	漁業法第69条第1項	40			広域振興局水 産部又は水産 部水産振興セ ンター	20	海区漁業調 整委員会	20
漁業	12 漁業の免許(水産部を設 置している広域振興局の 所管区域内に住所地を有 する者に係る内水面漁業 に限る。)	漁業法第69条第1項	55	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	15	水産振興課	20	内水面漁場 管理委員会	20
漁業	13 漁業の免許(前2項に係 るものを除く。)	漁業法第69条第1項	40			水産振興課	20	海区漁業調 整委員会又 は内水面漁 場管理委員 会	20
漁業	14 漁業権の分割又は変更 の免許(水産部を設置して いる広域振興局の所管区 域内に住所地を有する者 に係る海面漁業に限る。)	漁業法第76条第1項	35			広域振興局水 産部又は水産 部水産振興セ ンター	15	海区漁業調 整委員会	20
漁業	15 漁業権の分割又は変更 の免許(広域振興局の所 管区域内に住所地を有す る者に係る内水面漁業に 限る。)	漁業法第76条第1項	40	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	5	水産振興課	15	内水面漁場 管理委員会	20
漁業	16 漁業権の分割又は変更 の免許(前2項に係るもの を除く。)	漁業法第76条第1項	35			水産振興課	15	海区漁業調 整委員会又 は内水面漁 場管理委員 会	20
漁業	17 個別漁業権を目的とす る抵当権設定の認可	漁業法第78条第2項	40	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	5	水産振興課	15	海区漁業調 整委員会	20
漁業	18 個別業権の移転の認可	漁業法第79条第1項	40	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	5	水産振興課	15	海区漁業調 整委員会	20
漁業	19 休業中の漁業の許可	漁業法第88条第1項	40	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	5	水産振興課	15	海区漁業調 整委員会	20
漁業	20 漁業権行使規則又は入 漁権行使規則の認可(第 五種共同漁業権に係るも ののうち、水産部を設置し ている広域振興局の所管 区域内に住所地を有する 者に係るものに限る。)	漁業法第106条第7項	30	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	15	水産振興課	15		
漁業	21 漁業権行使規則又は入 漁権行使規則の認可(第 五種共同漁業権に係るも のを除き、水産部を設置し ている広域振興局の所管 区域内に住所地を有する 者に係るものに限る。)	漁業法第106条第7項	15			広域振興局水 産部又は水産 部水産振興セ ンター	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
					経由 日数				
漁業	22 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所地を有する者に係るものに限る。)	漁業法第106条第7項	25			水産振興課	25		
漁業	23 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止の認可(第五種共同漁業権に係るものうち、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に係るものに限る。)	漁業法第106条第9項において準用する同条第7項	10	広域振興局 水産部又は 水産部水産 振興センター	5	水産振興課	5		
漁業	24 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止の認可(第五種共同漁業権に係るものを除き、水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に係るものに限る。)	漁業法第106条第9項において準用する同条第7項				広域振興局水 産部又は水産 部水産振興セ ンター	5		
漁業	25 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止の認可(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所地を有する者に係るものに限る。)	漁業法第106条第9項において準用する同条第7項	8			水産振興課	8		
漁業	26 沿岸漁場管理団体の指 定	漁業法第109条第1項	40			水産振興課又 は広域振興局 の水産部若し くは水産部水 産振興セン ター	20	海区漁業調 整委員会	20
漁業	27 沿岸漁場管理規程の認 可	漁業法第111条第1項	40			水産振興課又 は広域振興局 の水産部若し くは水産部水 産振興セン ター	20	海区漁業調 整委員会	20
漁業	28 沿岸漁場管理規程の変 更の認可	漁業法第111条第3項	35			水産振興課又 は広域振興局 の水産部若し くは水産部水 産振興セン ター	15	海区漁業調 整委員会	20
漁業	29 保全活動の休廃止の認 可	漁業法第115条第1項	15			水産振興課又 は広域振興局 の水産部若し くは水産部水 産振興セン ター	15		
漁業	30 漁業権の登録(広域振 興局の所管区域内に住所 地を有する者に係る海面 漁業に限る。)	漁業法第117条第1項	15			広域振興局水 産部又は水産 部水産振興セ ンター	15		
漁業	31 漁業権の登録(広域振 興局の所管区域内に住所 地を有する者に係る海面 漁業を除く。)	漁業法第117条第1項	15			水産振興課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	
				経由機関	経由日数			協議機関	協議日数
漁業	32 土地の使用又は立木等除去制限の許可	漁業法第161条	30			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	30		
漁業	33 他人の土地に立ち入って漁業を営む許可	漁業法第162条	30			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	30		
漁業	34 漁業に関する測量等のためにする他人の土地への立入り等の許可	漁業法第163条	30			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	30		
漁業	35 土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議の認可	漁業法第165条第1項	55	広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	5	水産振興課	30	海区漁業調整委員会	20
漁業	36 使用権設定の協議に係る土地の形質変更等の許可	漁業法第165条第4項	30			水産振興課	30		
漁業	37 遊漁規則設定の認可(水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に限る。)	漁業法第170条第1項	45	広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	5	水産振興課	20	内水面漁場管理委員会	20
漁業	38 遊漁規則設定の認可(前項に係るものを除く。)	漁業法第170条第1項	40			水産振興課	20	内水面漁場管理委員会	20
漁業	39 遊漁規則変更の認可(水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に限る。)	漁業法第170条第3項	40	広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	5	水産振興課	15	内水面漁場管理委員会	20
漁業	40 遊漁規則変更の認可(前項に係るものを除く。)	漁業法第170条第3項	35			水産振興課	15	内水面漁場管理委員会	20
漁業	41 特定水産動植物の採捕の許可	漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第42条第3項	5			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	5		
漁業	42 特定水産動植物の採捕の許可証の再交付	漁業法施行規則第42条第7項	5			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	5		
漁業	43 漁業の許可証の書換え又は再交付(水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に限る。)	岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第29条	10			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	10		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経路	日数				
漁業	44 漁業の許可証の書換え又は再交付(前項に係るものを除く。)	岩手県漁業調整規則第29条	15	都道府県(他の都道府県に住所地を有する者に係るものに限る。)	5	水産振興課	10		
漁業	45 内水面における水産動物の採捕の許可(水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に係るものに限る。)	岩手県漁業調整規則第32条第1項	15			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	15		
漁業	46 内水面における水産動物の採捕の許可(前項に係るものを除く。)	岩手県漁業調整規則第32条第1項	20	広域振興局水産部の所管区域以外の市町村	5	水産振興課	15		
漁業	47 内水面における水産動物採捕許可証の書換え又は再交付(水産部を設置している広域振興局の所管区域内に住所地を有する者に係るものに限る。)	岩手県漁業調整規則第32条第13項において準用する同規則第29条	5			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	5		
漁業	48 内水面における水産動物採捕許可証の書換え又は再交付(前項に係るものを除く。)	岩手県漁業調整規則第32条第13項において準用する同規則第29条	10	広域振興局水産部の所管区域以外の市町村	5	水産振興課	5		
漁業	49 漁業権漁場内の岩礁破砕等の許可	岩手県漁業調整規則第49条第1項	15			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	15		
漁業	50 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可	岩手県漁業調整規則第51条第1項	5			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	5		
漁業	51 試験研究等のための水産動植物の採捕の変更の許可	岩手県漁業調整規則第51条第6項	5			水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	5		
漁業	52 遊漁船業者の登録	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条第1項				水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	10		
漁業	53 遊漁船業者の登録の更新	遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項				水産振興課又は広域振興局の水産部若しくは水産部水産振興センター	10		
漁業	54 環境負荷低減事業活動実施計画の認定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項	25			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	25		
漁業	55 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第1項	25			広域振興局水産部又は水産部水産振興センター	25		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
水産業団 体	1 漁業協同組合(以下「漁 協」という。)の資源管理規 程の設定の認可	水産業協同組合法(昭和23 年法律第242号)第11条の3 第1項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	2 漁協の資源管理規程の 変更の認可	水産業協同組合法第11条の 3第1項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	3 漁協の信用事業規程の 設定の認可	水産業協同組合法第11条の 5第1項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	4 漁協の信用事業規程の 変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第11条の 5第3項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	5 漁協の地方公共団体等 に対する貸付けの最高限 度額の認可	水産業協同組合法第11条の 7	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	6 漁協の信用供与限度額 を超える特例の承認	水産業協同組合法第11条の 14第1項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	7 漁協と特定関係者との 間の取引の承認	水産業協同組合法第11条の 15	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	8 漁協の共済規程の設定 の認可	水産業協同組合法第15条の 2第1項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	9 漁協の共済規程の変更 又は廃止の認可	水産業協同組合法第15条の 2第2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	10 漁協の議決権の保有の 特例の承認	水産業協同組合法第17条の 15第2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	11 漁協の役員等の兼職又 は兼業等の制限の認可	水産業協同組合法第34条の 5第1項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	12 漁協の定款変更の認可	水産業協同組合法第48条第 2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
水産業団体	13 漁協の信用事業の譲渡の認可又は譲受けの認可	水産業協同組合法第54条の2第3項	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
水産業団体	14 漁協の設立の認可	水産業協同組合法第63条第1項 (沿海組合に係るものに限る。)	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除く。)	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業団体	15 漁協の解散決議の認可	水産業協同組合法第68条第2項 (沿海組合に係るものに限る。)	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
		(沿海組合に係るものを除く。)	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	16 漁協の合併の認可	水産業協同組合法第69条第2項 (沿海組合に係るものに限る。)	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除く。)	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業団体	17 漁業協同組合連合会(以下「連合会」という。)の認可対象会社の子会社化の認可	水産業協同組合法第87条の2第4項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	18 連合会の認可対象会社の子会社化の継続の認可	水産業協同組合法第87条の2第5項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	19 連合会の議決権の保有の特例の承認	水産業協同組合法第87条の3第2項において準用する第17条の15第2項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	20 連合会の解散決議の認可	水産業協同組合法第91条第2項 (沿海組合に係るものに限る。)	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
		(沿海組合に係るものを除く。)	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	21 連合会の権利義務の包括承継の認可	水産業協同組合法第91条の2第2項において準用する第69条第2項	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業団体	22 連合会の資源管理規程の設定の認可	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の3第1項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	23 連合会の資源管理規程の変更の認可	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の3第1項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	24 連合会の信用事業規程の設定の認可	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の5第1項	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
水産業団体	25 連合会の信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の5第3項	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
水産業団体	26 連合会の地方公共団体等に対する貸付けの最高限度額の認可	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の7	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
水産業団体	27 連合会の信用供与限度額を超える特例の承認	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の14第1項	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
水産業団体	28 連合会と特定関係者との間の取引の承認	水産業協同組合法第92条第1項において準用する第11条の15	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	29 連合会の役員等の兼職又は兼業等の制限の認可	水産業協同組合法第92条第3項において準用する第34条の5第1項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	30 連合会の定款変更の認可	水産業協同組合法第92条第3項において準用する第48条第2項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	31 連合会の信用事業の譲渡の認可又は譲受けの認可	水産業協同組合法第92条第3項において準用する第54条の2第3項	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
水産業団 体	32 連合会の設立の認可	水産業協同組合法第92条第 4項において準用する第63条 第1項 (沿海組合に係るものに限 る。)	35	広域振興局 水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除 く。)	35	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	30		
水産業団 体	33 連合会の合併の認可	水産業協同組合法第92条第 5項において準用する第69条 第2項 (沿海組合に係るものに限 る。)	35	広域振興局 水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除 く。)	35	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	30		
水産業団 体	34 水産加工業協同組合 (以下「加工協」という。)と 特定関係者との間の取引 の承認	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第11条 の15	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	35 加工協の共済規程の設 定の認可	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第15条 の2条第1項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	36 加工協の共済規程の変 更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第15条 の2条第2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	37 加工協の信用事業規程 の設定の認可	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第11条 の5条第1項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	38 加工協の信用事業規程 の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第11条 の5条第3項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	39 加工協の地方公共団体 等に対する貸付けの最高 限度額の認可	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第11条 の7	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	40 加工協の信用供与限度 額を超える特例の承認	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第11条 の14第1項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	41 加工協の議決権の保有 の特例の承認	水産業協同組合法第96条第 1項において準用する第17条 の15第2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
水産業団体	42 加工協の役員等の兼職又は兼業の制限の認可	水産業協同組合法第96条第3項において準用する第34条の5第1項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	43 加工協の定款変更の認可	水産業協同組合法第96条第3項において準用する第48条第2項	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	44 加工協の信用事業の譲渡の認可又は譲受けの認可	水産業協同組合法第96条第3項において準用する第54条の2第3項	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
水産業団体	45 加工協の設立の認可	水産業協同組合法第96条第4項において準用する第63条第1項 (沿海組合に係るものに限る。)	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除く。)	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業団体	46 加工協の解散決議の認可	水産業協同組合法第96条第5項において準用する第68条第2項 (沿海組合に係るものに限る。)	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
		(沿海組合に係るものを除く。)	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	47 加工協の合併の認可	水産業協同組合法第96条第5項において準用する第69条第2項 (沿海組合に係るものに限る。)	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除く。)	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業団体	48 水産加工業協同組合連合会(以下「加工連」という。)の信用事業規程の設定の認可	水産業協同組合法第100条第1項において準用する水産業協同組合法第11条の5第1項	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		
水産業団体	49 加工連の信用事業規程の変更又は廃止の認可	水産業協同組合法第100条第1項において準用する第11条の5第3項	20	広域振興局水産部	5	団体指導課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
水産業団 体	50 加工連の地方公共団体 等に対する貸付けの最高 限度額の認可	水産業協同組合法第100条 第1項において準用する第11 条の7	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	51 加工連の信用供与限度 額を超える特例の承認	水産業協同組合法第100条 第1項において準用する第11 条の14第1項	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		
水産業団 体	52 加工連と特定関係者と の間の取引の承認	水産業協同組合法第100条 第1項において準用する第11 条の15	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	53 加工連の議決権の保有 の特例の承認	水産業協同組合法第100条 第1項において準用する第17 条の15第2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	54 加工連の認可対象会社 の子会社化の認可	水産業協同組合法第100条 第1項において準用する第87 条の2第4項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	55 加工連の認可対象会社 の子会社化の継続の認可	水産業協同組合法第100条 第1項において準用する第87 条の2第5項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	56 加工連の役員等の兼職 又は兼業等の制限の認可	水産業協同組合法第100条 第3項において準用する第34 条の5第1項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	57 加工連の定款変更の認 可	水産業協同組合法第100条 第3項において準用する第48 条第2項	20	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	15		
水産業団 体	58 加工連の信用事業の譲 渡の認可又は譲受けの認 可	水産業協同組合法第100条 第3項において準用する第54 条の2第3項	35	広域振興局 水産部	5	団体指導課	30		
水産業団 体	59 加工連の設立の認可	水産業協同組合法第100条 第4項において準用する第63 条第1項 (沿海組合に係るものに限 る。)	35	広域振興局 水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除 く。)	35	広域振興局 の水産部水 産振興セン ター又は農 政部農林振 興センター	5	広域振興局水 産部又は農政 部	30		
水産業団 体	60 加工連の解散決議の認 可	水産業協同組合法第100条 第5項において準用する第91 条第2項 (沿海組合に係るものに限 る。)	20	広域振興局 水産部	5	団体指導課	15		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
		(沿海組合に係るものを除く。)	20	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	15		
水産業団体	61 加工連の合併の認可	水産業協同組合法第100条第5項において準用する第69条第2項 (沿海組合に係るものに限る。)	35	広域振興局水産部	5	団体指導課	30		
		(沿海組合に係るものを除く。)	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業団体	62 加工連の権利義務の包括承継の認可	水産業協同組合法第100条第5項において準用する第91条の2第2項	35	広域振興局の水産部水産振興センター又は農政部農林振興センター	5	広域振興局水産部又は農政部	30		
水産業振興	1 輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録	輸出水産物の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)第3条第1項	15	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	水産振興課	10		
漁船・漁港	1 漁船の建造、改造又は転用の許可	漁船法(昭和25年法律第178号)第4条第1項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
漁船・漁港	2 漁船の建造、改造又は転用の許可	漁船法第4条の2第2項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
漁船・漁港	3 漁船建造等許可事項の変更許可	漁船法第4条第6項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
漁船・漁港	4 漁船の認定	漁船法第8条	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	5 漁船の登録(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所を有する者に係るものを除く。)	漁船法第10条第1項	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	6 漁船の登録(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所を有する者に係るものに限る。)	漁船法第10条第1項	10			水産振興課	10		
漁船・漁港	7 漁船登録票の再交付(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所を有する者に係るものを除く。)	漁船法第12条第3項	5			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5		
漁船・漁港	8 漁船登録票の再交付(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所を有する者に係るものに限る。)	漁船法第12条第3項	5			水産振興課	5		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機 関	経由 日数				
漁船・漁港	9 漁船登録票の検認(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所地を有する者に係るものを除く。)	漁船法第13条	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	10 漁船登録票の検認(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所地を有する者に係るものに限る。)	漁船法第13条	7			水産振興課	7		
漁船・漁港	11 漁船の変更登録(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所地を有する者に係るものを除く。)	漁船法第17条第1項	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	12 漁船の変更登録(水産部を設置している広域振興局の所管区域外に住所地を有する者に係るものに限る。)	漁船法第17条第1項	10			水産振興課	10		
漁船・漁港	13 土地又は水面への立入り及び使用の許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第24条第1項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
漁船・漁港	14 漁港施設の処分の許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項	20	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	15		
漁船・漁港	15 漁港施設の利用等の認可	漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項	12	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	7		
漁船・漁港	16 漁港区域内の水域・公共空地における行為の許可及び国の機関等との協議(広域振興局長委任事項に限る。)	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項及び第4項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
漁船・漁港	17 漁港区域内の水域・公共空地における行為の許可及び国の機関等との協議(広域振興局長委任事項を除く。)	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項及び第4項	15	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	10		
漁船・漁港	18 漁港区域内での工作物の新築、土砂の採取等の承認	岩手県漁港管理条例(昭和38年岩手県条例第52号)第4条第1項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
漁船・漁港	19 危険物等の荷役の許可	岩手県漁港管理条例第6条第2項	1			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	1		
漁船・漁港	20 占用等の許可	岩手県漁港管理条例第11条第1項	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	21 使用の許可	岩手県漁港管理条例第12条第1項	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	22 占用料等を前納しない旨の承認	岩手県漁港管理条例第13条第2項	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
漁船・漁港	23 占用料等の減免及び分納の承認	岩手県漁港管理条例第13条第3項	7			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	7		
漁船・漁港	24 採取料等を前納しない旨の承認並びに採取料等の減免及び分納の承認	岩手県漁港管理条例第14条第2項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
船舶	1 小型漁船の総トン数の測度	小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)第1条第1項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
船舶	2 小型漁船の総トン数の改測	小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条第3項	10			広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	10		
国土計画	1 市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定	国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項	10			農村計画課	10		
国土計画	2 国土調査成果の認証	国土調査法第19条第1項	75			農村計画課	30	主務大臣	45
河川・水利	1 公有水面埋立の免許	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項	53	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	3	漁港漁村課	50		
河川・水利	2 出願事項の変更の許可	公有水面埋立法第13条の2第1項	35	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	30		
河川・水利	3 他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	公有水面埋立法第14条第1項	25	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	20		
河川・水利	4 他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	公有水面埋立法第14条第4項において準用する同条第1項	25	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	20		
河川・水利	5 埋立権の譲渡の許可	公有水面埋立法第16条第1項	35	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	30		
河川・水利	6 しゅん功の認可	公有水面埋立法第22条第1項	35	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	30		
河川・水利	7 しゅん功の認可告示前の埋立地における工作物設置の許可	公有水面埋立法第23条	35	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	30		
河川・水利	8 埋立地に関する処分の許可	公有水面埋立法第27条第1項	35	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	30		
河川・水利	9 埋立地の用途変更の許可	公有水面埋立法第29条第1項	25	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
				経由機関	経由 日数				
河川・水利	10 失効した免許の効力復活処分	公有水面埋立法第34条第1項	95	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	90		
河川・水利	11 原状回復義務の免除	公有水面埋立法第35条第1項	25	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	20		
河川・水利	12 無免許の埋立地に対する原状回復義務の免除	公有水面埋立法第36条	25	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	20		
河川・水利	13 免許告示後の施設についての損害補償等の請求可能な公有水面利用施設の設定許可	公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第8条ただし書	35	広域振興局の水産部又は水産部水産振興センター	5	漁港漁村課	30		
海岸	1 海岸保全区域の占用の許可(仮設的なもの以外のものを新たに設ける場合を除く。)	海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項	15			広域振興局の農政部、林務部、農林部、農政部若しくは農林部の農林振興センター若しくは農政部農村整備センター、水産部又は水産部水産振興センター	15		
海岸	2 海岸保全区域の占用の許可(仮設的なもの以外のものを新たに設ける場合に限る。)	海岸法第7条第1項	35	広域振興局の農政部、農林部、農政部若しくは農林部の農林振興センター若しくは農政部農村整備センター、水産部又は水産部水産振興センター	5	農村建設課又は漁港漁村課	30		
海岸	3 海岸保全区域内における行為の許可(広域振興局長委任事項に限る。)	海岸法第8条第1項	15			広域振興局の農政部、林務部、農林部、農政部若しくは農林部の農林振興センター若しくは農政部農村整備センター、水産部又は水産部水産振興センター	15		
海岸	4 海岸保全区域内における行為の許可(広域振興局長委任事項を除く。)	海岸法第8条第1項	25	広域振興局の農政部、農林部、農政部若しくは農林部の農林振興センター若しくは農政部農村整備センター、水産部又は水産部水産振興センター	5	農村建設課又は漁港漁村課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(農林水産部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由 日数	経由 日数	処理 日数	協議 日数		
海岸	5 海岸管理者以外の者の 施行する工事の承認	海岸法第13条第1項	25	5	5	20			

備考1 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。

2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。

3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。

4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によ